

大臣官房会計課長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各国公私立高等専門学校長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人機構長
国立教育政策研究所長
科学技術・学術政策研究所長
日本学士院長
日本芸術院長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
山崎 雅



(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局長
浅田 和



(印影印刷)

融雪出水期における防災態勢の強化について (依頼)

このことについて、中央防災会議会長（内閣総理大臣）から別添のとおり通知がありました。

雪害防止対策の実施については、これまでも「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和元年 12 月 6 日付 元受文科施第 216 号）等により御配慮願っているところですが、引き続き、貴職におかれても、人命の保護を第一として、除雪中の事故防止対策等の徹底に一層努めるようお願いいたします。

また、今後の融雪出水期においては、気温の上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生する恐れがありますので、地域の関係機関等とも連携を図り、通学路の安全確保に一層努めていただくなど、防災態勢の強化に万全を期すようお願いいたします。

特に、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設に対しては、平常時、緊急時とも適切な情報提供等を行い、警戒

避難態勢の強化に努めるようお願いします。

また、安全に関する指導についても、学校安全資料「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」等を参考にいただき、児童生徒等の発達段階、それぞれの学校や地域の実情・特性を考慮し、効果的な安全教育の充実が図られるようお願いします。

なお、内閣府において、これまで国や関係機関から公表・周知されている降雪対応について改めて整理した、「市町村のための降雪対応の手引き」が作成されました。本手引きについては、内閣府ホームページ（以下にURL記載）に掲載されていますので、地域の実情に応じた災害対応体制の強化に御活用ください。

以上のことについて、都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校、各種学校を含む）及び学校法人等並びに域内の市町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を置く国公立大学長におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長においては、所轄の学校及び学校設置会社に対しても周知していただくようお願いします。

【学校安全資料「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」掲載URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm

【内閣府ホームページ掲載URL】

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/index.html>

担当：参事官（施設防災担当）付 防災調整係
電話 03-5253-4111（内線 2290）

<通学路の安全対策，安全教育に関すること>
男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 防災教育係
電話 03-5253-4111（内線 2670）